

『水道事業実務必携』 正誤表

2009年 8月

『水道事業実務必携（平成21年度改訂版）』に下記の表記誤りがあることが判明いたしました。謹んでお詫び申し上げますとともに、下記のとおり正誤をご案内させていただきます。

<下線部分が訂正箇所>

頁	誤	正
102 下から 7行目	1(2)イ I 又はⅢのいずれか	I 又はⅡのいずれか
103 下から 6行目	2(1)ア a I 又はⅢのいずれか	I 又はⅡのいずれか
438 上から 14行目	水道施設の技術的基準を定める省令 (一般事項) 第1条 七 施設の重要度に応じて、地震力に対して <u>安全な構造</u> であるとともに、地震により生 ずる液状化、側方流動等によって生ずる影 響に配慮されたものであること。	第1条 七 施設の重要度に応じて、地震力に対して 次に掲げる要件を備えるものであるととも に、地震により生ずる液状化、側方流動等 によって生ずる影響に配慮されたものであ ること。 イ <u>次に掲げる施設については、レベル一 地震動（当該施設の設置地点において発 生するものと想定される地震動のうち、 当該施設の供用期間中に発生する可能性 の高いものをいう。以下同じ。）</u> 対し て、当該施設の健全な機能を損なわず、 かつ、 <u>レベル二地震動（当該施設の設置 地点において発生するものと想定される 地震動のうち、最大規模の強さを有する ものをいう。）</u> に対して、生ずる損傷が 軽微であって、当該施設の機能に重大な 影響を及ぼさないこと。 (1) <u>取水施設、貯水施設、導水施設、 浄水施設及び送水施設</u> (2) <u>配水施設のうち、破損した場合 に重大な二次被害を生ずるおそれ が高いもの</u> (3) <u>配水施設のうち、(2)の施設以 外の施設であって、次に掲げるも の</u> (i) <u>配水本管（配水管のうち、給</u>

頁	誤	正
		<p>水管の分岐のないものをいう。 以下同じ。)</p> <p>(ii) 配水本管に接続するポンプ場</p> <p>(iii) 配水本管に接続する配水池等 (配水池及び配水のために容量を調節する設備をいう。以下同じ。)</p> <p>(iv) 配水本管を有しない水道における最大容量を有する配水池等</p> <p>ロ イに掲げる施設以外の施設は、レベル一地震動に対して、生ずる損傷が軽微であつて、当該施設の機能に重大な影響を及ぼさないこと。</p>
442 下から 7行目	<p>(配水施設)</p> <p>第7条</p> <p>四 需要の変動に応じて、常時浄水を供給することができるように、必要に応じて、配水区域ごとに配水池及び配水のために容量を調節する設備（以下「配水池等」という。）が設けられ、かつ、適正な管径を有する配水管が布設されていること。</p>	<p>第7条</p> <p>四 需要の変動に応じて、常時浄水を供給することができるように、必要に応じて、配水区域ごとに配水池等が設けられ、かつ、適正な管径を有する配水管が布設されていること。</p>
<h2>第2部 国庫補助事業歩掛表</h2>		
26 下から 4行目	<p>(8) 二次製品中の特殊製品の取扱いについて コンクリート二次製品、鋼材二次製品等で特殊二次製品に指定されているもので、現場管理の対象とする額は夫々の承認単価決定の際の荷渡し場所における価格で計算したものとす。コンクリートブロックについては、kg単価を決める場所における価格を二次製品の内の特殊製品費として計上する。</p>	<p>(8)を削除</p>
134 上から 13行目	<p>7. シールド工専用機械器具損料</p> <p>【解説】</p> <p>1. 損料は国土交通省若しくは都道府県で定めた「建設機械等損料算定表」を参考に積算する。</p> <p>なお、算定表に定められていない機械器具（以下「機械」という。）については、類似の機械を参考として損料率等を定めており、その場合の基礎価格は（本表の(1)欄）は原則と</p>	<p>【解説】</p> <p>1. 損料は国土交通省若しくは都道府県で定めた「建設機械等損料算定表」を参考に積算する。</p> <p>なお、算定表に定められていない機械器具（以下「機械」という。）については、類似の機械を参考として損料率等を定めており、その場合の基礎価格は原則として見積りによる</p>

頁	誤	正																																																
	<p>して見積りによるものとし、本表では空白としている。</p> <p>2. 機械損料が運転単位または供用日単一の単位で定められている機械のうち、<u>次表の摘要欄に*</u>印を付した機械で、二交替作業もしくはこれらに準ずる作業（1日の通常の使用時間を超えて長時間使用する作業）に使用するとき、運転1日当り損料を50%（供用日単一の単位で機械損料が定められている機械の供用1日当り損料については25%）増とする。なお、通常の作業形態が交替制となっているシールド工事専用機械等のその他の機械については損料の割増をしない。また、排水用ポンプについては運転1日当り損料を100%増とする。</p>	<p>ものとする。</p> <p>2. 機械損料が運転単位または供用日単一の単位で定められている機械のうち、<u>国土交通省下水道部「下水道標準歩掛表」</u>で解説されている機械で、二交替作業もしくはこれらに準ずる作業（1日の通常の使用時間を超えて長時間使用する作業）に使用するとき、運転1日当り損料を50%（供用日単一の単位で機械損料が定められている機械の供用1日当り損料については25%）増とする。なお、通常の作業形態が交替制となっているシールド工事専用機械等のその他の機械については損料の割増をしない。また、排水用ポンプについては運転1日当り損料を100%増とする。</p>																																																
200	<p>第50表 ①調査員B</p>	<p>①測量技師補</p>																																																
278	<p>第43表</p> <p style="text-align: right;">(100m²・1層当り)</p> <table border="1" data-bbox="257 962 718 1561"> <thead> <tr> <th>数量</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2表×100/D</td> <td>第2.3表</td> </tr> <tr> <td>〃 ×100/D</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>〃 ×100/D</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>100×厚さ (mm) /1,000×締固後密度 (t/m³) × (1+ロス率)</td> <td>第4表</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第5表 (本舗装の場合等必要に応じて計上)</td> </tr> <tr> <td>第1表×100/D</td> <td>第1.3表</td> </tr> <tr> <td>〃 ×100/D</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>第6表 (本舗装の場合等必要に応じて計上)</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>第7表</td> </tr> <tr> <td></td> <td>100m²当り</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計/100m²</td> </tr> </tbody> </table>	数量	摘要	第2表×100/D	第2.3表	〃 ×100/D	〃	〃 ×100/D	〃	100×厚さ (mm) /1,000×締固後密度 (t/m ³) × (1+ロス率)	第4表		第5表 (本舗装の場合等必要に応じて計上)	第1表×100/D	第1.3表	〃 ×100/D	〃	1	第6表 (本舗装の場合等必要に応じて計上)	1	第7表		100m ² 当り		計/100m ²	<p>第43表</p> <p style="text-align: right;">(100m²・1層当り)</p> <table border="1" data-bbox="757 962 1218 1561"> <thead> <tr> <th>数量</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第37表×100/D</td> <td>第37.38表</td> </tr> <tr> <td>〃 ×100/D</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>〃 ×100/D</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>100×厚さ (mm) /1,000×締固後密度 (t/m³) × (1+ロス率)</td> <td>第39表</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第40表 (本舗装の場合等必要に応じて計上)</td> </tr> <tr> <td>第36表×100/D</td> <td>第36.38表</td> </tr> <tr> <td>〃 ×100/D</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>第41表 (本舗装の場合等必要に応じて計上)</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>第42表</td> </tr> <tr> <td></td> <td>100m²当り</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計/100m²</td> </tr> </tbody> </table>	数量	摘要	第37表×100/D	第37.38表	〃 ×100/D	〃	〃 ×100/D	〃	100×厚さ (mm) /1,000×締固後密度 (t/m ³) × (1+ロス率)	第39表		第40表 (本舗装の場合等必要に応じて計上)	第36表×100/D	第36.38表	〃 ×100/D	〃	1	第41表 (本舗装の場合等必要に応じて計上)	1	第42表		100m ² 当り		計/100m ²
数量	摘要																																																	
第2表×100/D	第2.3表																																																	
〃 ×100/D	〃																																																	
〃 ×100/D	〃																																																	
100×厚さ (mm) /1,000×締固後密度 (t/m ³) × (1+ロス率)	第4表																																																	
	第5表 (本舗装の場合等必要に応じて計上)																																																	
第1表×100/D	第1.3表																																																	
〃 ×100/D	〃																																																	
1	第6表 (本舗装の場合等必要に応じて計上)																																																	
1	第7表																																																	
	100m ² 当り																																																	
	計/100m ²																																																	
数量	摘要																																																	
第37表×100/D	第37.38表																																																	
〃 ×100/D	〃																																																	
〃 ×100/D	〃																																																	
100×厚さ (mm) /1,000×締固後密度 (t/m ³) × (1+ロス率)	第39表																																																	
	第40表 (本舗装の場合等必要に応じて計上)																																																	
第36表×100/D	第36.38表																																																	
〃 ×100/D	〃																																																	
1	第41表 (本舗装の場合等必要に応じて計上)																																																	
1	第42表																																																	
	100m ² 当り																																																	
	計/100m ²																																																	

※なお、正誤表は当協議会ホームページにも掲載しております。
<http://www.kansuikyo@joy.ocn.ne.jp>